



## ●エルメス色彩商標事件

知財高裁 令和 6 年 3 月 11 日		
令和 5(行ケ)10095 審決取消請求事件		
当事者	原告:エルメス・アンテルナショナル 被告:特許庁長官	判決要旨: 少なくとも「エルメス」のような高級ファッションブランドの購入者やこれに関心を有する消費者の間では、本願商標を付した本件包装箱(オレンジボックス)は「エルメス」ブランドに係るものであるとの認識が広く浸透しているものと認められる。しかし、本願指定商品・役務は多岐にわたり、その中には安価な日用品として取引されることが少なくないもの(革用クリーム、時計、キーホルダー、文房具類、日記帳、リュックサック、傘等)が含まれ、その需要者は広く消費者一般と解されるから、そのような一般消費者を基準に考えた場合、「エルメス」ブランド自体は広く知られているにしても、これを認識させる具体的な標章としては、著名な「HERMES」の文字商標や馬車と人を描いた図形商標である可能性もあり、これらを離れて色彩商標である本願商標それ自体から「エルメス」ブランドを認識できるようになっているとまで直ちに認めることはできないとされた。
対象商標	本願商標  第 3,14,16,18,35 類	アンケート調査についても、対象者がいずれも 30~59 歳に限定されている上、その中心は「エルメス」のような高級ファッションブランド商品の購入者やこれに関心を有すると考えられる者で、広く一般消費者を対象としたものとはいえないため、本願商標の自他商品役務識別力の認定証拠としては不相当とされた。 こうした点より、本願商標は自他識別力が認められず、使用による識別力の獲得も認められないと判断された。
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・同 2 項非該当、同 1 項 6 号)	コメント: 裁判所は、特許庁(被告)の主張をすべて受け入れているわけではなく、包装箱等の色彩に関する特許庁が示す事例の評価や独占適応性の問題について、その考えを述べている。すなわち、原告の警告により不正競争に当たることを自認して販売を中止したものと推認できる事業者があることから、本件包装箱(本願商標)の色彩及びその配色の特徴が高い顧客吸引力を有することを示唆するものといえとし、また、仮に本願商標の登録が認められたとしても、これに類似すると判断される使用態様は不正競争(不競法 2 条 1 項 1 号)にも当たる場合が少なくないと解されるから、本願商標の登録の委縮効果を過大に評価すべきでないとしている。 もっとも、登録性を認めなかったことは前記のとおりである。

●ロイヤルオーク図形商標事件

知財高裁 令和 6 年 3 月 28 日		
令和 5(行ケ)10119 審決取消請求事件		
当事者	原告:オーデマピケ ホールディング ソシエテ アノニム 被告:特許庁長官	判決要旨: まず、本願商標の形状は客観的に見て商品の機能や美感に資することを目的として採用されたものであり、需要者である一般消費者において同種商品等について機能又は美感に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものである、などとして自他識別力を欠くと判断された。 次に、原告以外の者が取り扱う腕時計においても本願商標と似た形状を有する製品が複数存在すること、本件製品の形状については相当のバリエーションがありそれらも含めて宣伝広告がされていること、本件製品にはいずれも原告の社名を示す「AP」の文字等が記載されていること、本件製品を紹介する広告等にはいずれも原告の社名等が記載されていることなどから、需要者である一般の消費者は本願商標の形状からではなく、文字盤に記載された文字あるいは広告に記載された説明の記載から本件製品を他の製品と識別する、などとして使用による識別力の獲得も認められなかった。
対象商標	本願商標  第 14 類「時計」	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・同 2 項非該当)	コメント 原告ブランドの代表モデルである「ロイヤルオーク」(本件製品)に係る図形商標(平面)の出願である。



●Nepal Tiger 事件

知財高裁 令和 6 年 4 月 11 日		
令和 5(行ケ)10115 審決取消請求事件		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願指定商品との関連で「Nepal Tiger」「ネパールタイガー」の文字が一体として用いられたものがあるとは認められず、これが「ネパールで生産されたトラの図柄を描いた、あるいはトラの形状を模したじゅうたん、ラグ」を意味するものとして使用されている取引の実情が存在するとは認められない、トラに関する亜種の名称や通称名等として「Nepal Tiger」「ネパールタイガー」「ネパールトラ」と呼ばれるものがあるとも認められない、などとして本願商標は一種の造語で商品の品質等を表示したものと一般に認識されるとはいえないと判断された。また、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標ともいえないとされた。
対象商標	本願商標 「Nepal Tiger」(標準文字) 第 27 類「じゅうたん」他	
結論	識別力あり(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号)	コメント: これとは異なり、同分野における「Tibet Tiger」という商標は識別力を欠くと判断されている(本コンテンツ 2024 年 3 月分掲載事件)。


●hololive Indonesia 事件

知財高裁 令和 6 年 3 月 27 日		
令和 5(行ケ)10131 審決取消請求事件		
当事者	原告:カバ- 被告:特許庁長官	判決要旨: 需要者は本願商標の「Indonesia」の文字から、商品の品質等を通常理解するため、本願商標をその指定商品・役務中、インドネシアで生産又は販売された商品以外の商品やインドネシアに関する役務以外の役務に使用した場合には、商品又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあると判断された。
対象商標	本願商標 「hololive Indonesia」 (標準文字) 第 3,9,14,25,41,43 類等	コメント: 本願商標のように、自他識別力を有する文字と「インドネシア」 「Indonesia」の文字を組み合わせたものが、実際にインドネシアで生産される物等に関し使用されていることなどが検討されている。
結論	品質等誤認(商標法 4 条 1 項 16 号)	



●O!OiMAIN 事件

知財高裁 令和 6 年 3 月 27 日		
令和 5(行ケ)10068 審決取消請求事件		
当事者	原告:(株)丸井グループ 被告:Y	判決要旨: 本件商標中「MAIN」の語は「主要な」等の意味の英単語で他の語を修飾するために広く用いられる一方、「O!Oi」の語が一種の造語で視覚的に目立ち、また取引の実情においてもこの部分が印象を強く与えるような形で使用されていることなどから、本件商標については分離観察がなされた。 その上で、本件商標の O!Oi 部分と引用商標 3 の構成は外観上極めて相紛らわしく、この点を踏まえると両者は「マルイ」の称呼が生じ得、「丸井又はマルイのロゴマーク」などの観念が生ずるとして、それぞれ類似商標と判断された。
対象商標	本件商標 <b>O!OiMAIN</b> 第 9,18,25 類  引用商標 3.  他全 12 件	コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。ファッションビル形態の店舗を展開する原告標章  は広く知られているとも述べられている。 同様の事例に令和 5(行ケ)10067(本コンテンツ 2023 年 12 月分掲載)がある。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

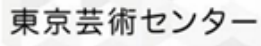
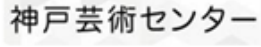
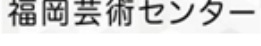
●Haqihana 事件

知財高裁 令和 6 年 3 月 14 日		
令和 5(行ケ)10112 商標登録取消決定取消請求事件		
当事者	原告: 株式会社 IBS Trading 被告: 特許庁長官	<p>判決要旨:</p> <p>原告は、ハキハナ社(異議申立人)が本件商品を含む同社の商品に引用商標を使用していること、原告が本件商標の登録を受ければハキハナ社が引用商標を用いた本件商品等を販売することができなくなることを認識しつつ、そのような事態が生じても構わないと考えて原告以外の者が日本国内で本件商品を販売することを許容するハキハナ社の意図ないし販売戦略に反し、本件商標権に基づいてアプレイズ(競合他社)による本件商品の販売を差し止め、将来的にも並行輸入等で入手したハキハナ社の商品を日本国内で販売しようとする者の販売活動を妨害、阻止することを主たる目的として、本件商標の登録出願を行ったものと認められる、などとして本件商標の登録出願は「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると判断された。</p> <p>コメント:</p> <p>原告はハキハナ社(イタリア)と正規販売代理店契約を結んでいたところ、その原告により出願・登録されたものが本件商標である。</p>
対象商標	<p>本件商標</p> <p>「Haqihana」(標準文字)</p> <p>第 18 類「愛玩動物用引きひも、愛玩動物用のハーネス」</p> <p>引用商標</p> <p>「Haqihana」</p> 	
結論	公序良俗違反(商標法 4 条 1 項 7 号)	

●すしざんまい事件

東京地裁 令和 6 年 3 月 19 日		
令和 3(ワ)11358 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: 株式会社 喜代村 被告: ダイショー・ジャパン(株)	<p>判決要旨:</p> <p>商標についてはいずれも相互に類似とされ、被告のウェブページにおける被告各表示は、すしを主とする飲食物の提供を行う本件すし店を紹介するために掲載されたもので、これは原告各商標の指定役務に類似するものである、として商標権の侵害が認められた。</p> <p>コメント</p> <p>不競法違反による損害賠償も請求されたが、商標権侵害による損害額を上回るものではないとして判断はされていない。</p> <p>ちなみに、「すしざんまい」(原告商標 1)については、本コンテンツ 2021 年 2 月・4 月分にて紹介するような事件もある。</p>
対象商標	<p>原告商標</p> <p>1. つきじ喜代村</p>  <p>2. 「すしざんまい」</p> <p>3. 「SUSHIZANMAI」</p> <p>被告表示</p> <p>1. 「Sushi Zanmai」</p> <p>2.</p> 	
結論	侵害・一部認容(商標法 36 条 1 項・38 条 3 項等)	

●東京芸術センター控訴事件

知財高裁 令和6年4月10日	
令和4(ネ)10117 商標使用料等請求控訴事件	
当事者	控訴人: (株)村井敬合同設計 被控訴人: 総合商事(株)
対象 商標	原告商標 東京芸術センター(標準文字) 神戸芸術センター(標準文字) 福岡芸術センター(標準文字)  被告標章   
結論	侵害(商標法38条3項)
判決要旨: 節税等の目的で知的財産権を含む資産を関係会社や子会社に分配して保有させるなどして利益を関係会社等に分散させることは、企業経営者の経営判断として一般に採用し得る手法であって、商標権を事業主体である被告(被控訴人)ではなく、その事業運営を請け負う原告(控訴人)が取得し、被告からその商標使用料の支払を受けることは直ちに不自然であるとはいえない、などとして原告が被告に対し商標権侵害を主張することは権利濫用に当たり許されないと認めることはできないと判断され、使用料相当額の請求(予備的請求)が認められた。  コメント 原審(本コンテンツ2022年10月分掲載事件)では、原告は被告との関係において事業や管理の委託を受けた受託者にすぎないことなどを理由に、原告の請求は権利濫用とされていた。	